

平成30年度公立大学法人埼玉県立大学 内部監査 監査計画

1 監査の基本方針

公立大学法人埼玉県立大学内部監査規程（以下「規程」という。）に基づき、業務運営及び会計処理の適法性及び妥当性を公正かつ客観的に検証及び評価し、監査結果に基づく助言及び提言を行うことにより、法人の健全かつ円滑な運営に資することを目的とし、監事及び会計監査人の行う監査と連携・調整し、効率的な監査を実施する。

2 監査項目

科学研究費助成事業、支出、収入その他理事長が必要と認める項目

3 監査の対象部局等

公立大学法人埼玉県立大学組織規則に定める全組織

4 監査の実施期間

平成30年4月から平成31年6月までの間に実施する。

5 監査の方法

(1) 業務監査

職員からのヒアリング、書面監査、実地監査、その他監査担当者が必要と認めた方法

(2) 会計監査

職員・会計監査人からのヒアリング、書面監査、実地監査、その他監査担当者が必要と認めた方法

(3) 臨時監査

上記(1)と(2)の方法のうち、監査担当者が必要と認めた方法

6 監査実施体制

規程第3条に基づき、以下の者を監査担当者として指名し、内部監査班を組織し、監査を実施する。

(1) 監査班長

監査班長は、調整幹兼総務担当部長が兼務する。

(2) 監査員

監査員は、企画担当課長及び総務担当課長が兼務する。

(3) 監査班事務補助者

監査班長は、企画担当主事を内部監査班に加えることができる。